

# 中小企業再生のシナリオ 組合設立のお勧め

## ■中小企業を取り巻く環境

中小企業は一般的に規模が小さい、資金調達能力や情報収集力が弱い、技術力が低い等、事業経営の上で不利な立場に立たされている場合が少なくない。

また、中小企業は最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和、エネルギー・環境に関する規制強化などにより大きな影響を受けており、これらの対応に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面している。

## ■連携促進で問題解決

中小企業が、このような厳しい環境に対応して新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切ですが、個々の能力には自ずと限界がある。

そのため、同じような立場にある中小企業者同士で連携して、互いに協力・助け合い、事業経営を充実・強化していくことが最も効果的といえる。

そこで、同業の中小企業者などが相集まって組合をつくり、生産

性の向上を図り価値実現力を高め、対外交渉力を強化し、経済的地位の向上を図るため、各種の組合制度が設けられている。

## ■組合設立の効果

組合の設立に当たっては、中小企業者が行おうとする共同事業の種類・内容によって組合の種類を選ぶことが大切。

- ① 取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる。
- ② 業界のルールの確立、秩序が維持でき、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発達を図ることができる。
- ③ 中小企業者の個々の意見や要望を組合でまとめることにより国や県の施策に反映させることができる。組合を通じて、多くの中小企業施策を利用することができる。

ことなどが挙げられる。

## ■組合の種類と主な事業

中小企業の組合にはいくつかの種類があるが、その主なものは次のとおり。

- 中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自ら働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、組合員の火災等による損害の補償をするための「火災共済協同組合」、組合員に対する資金の貸付、預金の受け入れを行う「信用協同組合」、商店街の商業者等により構成される商店街の環境整備を目的とした「商店街振興組合」等がある。

## ■組合設立の方法

組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となり、その手続きには組合の種類や行う事業等により若

干異なるが、概ね次の手順。

- ① 発起人が、定款、事業計画・収支予算等の原案作成、設立趣意書、出資引受書及び設立同意書を有資格者に送付
- ② 創立総会の開催公告
- ③ 創立総会で、定款、事業計画・収支予算等を決定、役員選出
- ④ 理事会で、理事長等を選任、組合事務所的位置の決定
- ⑤ 設立認可申請
- ⑥ 認可
- ⑦ 発起人から理事へ事務引継
- ⑧ 出資金払込完了後、設立登記

## ■中小企業団体中央会

中央会は、中小企業団体の組織に関する法律により、中小企業の組合等を会員として設立された団体で、公共性の高い特別認可法人。中央会では組合等の設立から運営まで幅広く中小企業経営の相談に応じています。

詳細については

千葉県中小企業団体中央会

▼指導相談室

TEL 043・242・3277

▼銚子支所

TEL 0479・24・1570

▼松戸支所

TEL 047・368・3992

# 現行組合制度の概要一覧

(出所:中小企業庁「中小企業施策総覧」)

組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合	商工組合	火災共済協同組合	信用協同組合	商店街振興組合
(1) 目的	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
(2) 性 格	人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
(3) 事 業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業(商業、工業、鉱業、サービス業、その他)	協業の対象事業、関連事業、附帯事業	指導教育事業、共同経済事業(出資組合のみ)、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
(4) 設 立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設 立 要 件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者	地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額200万円以上(連合会は500万円以上)	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上(東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上)	30人以上が近接してその事業を営むこと
(6) 組 合 員 資 格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人等(法人等は4分の1を超えないこと)	中小企業者及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者(相続人以外にも推定相続人について特例を認める)	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等(農業、林業、水産業を除く)を行う小規模の事業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に居住所を有する者、勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者、定款で定めるときはこれ以外の者
(7) 組 合 員 責 任 数	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 7人以上
(8) 発 起 人	自由	自由	組合の加入の承諾	自由	自由	自由	自由
(9) 加 入	自由	自由	持分譲渡による	自由	自由	自由	自由
(10) 任 意 脱 退	自由	自由	ない	ない	ない	ない	ない
(11) 組 合 員 割 合	ない	全従業員 全従業員の3分の1以上が組合員	ない	ない	ない	ない	ない
(12) 従 事 割 合	ない	全組合員の2分の1以上が組合員 全組合員が組合員	ない	ない	ない	ない	ない
(13) 出 資 限 度	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の25(脱退の場合100分の35)法人等は100分の50未満	100分の50未満(中小企業者以外の者100分の50未満)	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25
(14) 議 決 権	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も認める)	1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
(15) 員 外 利 用	原則として組合員の利用 分量の100分の20まで	ない	ない	原則として組合員の利用 分量の100分の20まで	組合員(親族等を含む) の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
(16) 配 当	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	従事分量配当又は出資配当(2割まで)	定款で定める場合を除き出資配当	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)
(17) 組 織 変 更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ	事業協同組合へ(出資組合のみ)			
(18) 根 拠 法 規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
(19) 認可を受ける行政庁	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	① 主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ② 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	① 都道府県知事 ② 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)と経済産業大臣の共管 ③ 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は財務局長 ③ 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)	① 地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 ② 地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事